

相続税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類

◆ 必須添付書類

- ① 証明願（別表含む）【2部】
- ② 位置図（案内図）【2部】
 - ・ 願出地のみ
 - ・ おおよそ、三千分の一程度の縮尺のもの（都市計画図など）
 - ・ 願出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示して下さい。
- ③ 公図（写し）【2部】
 - ・ 願出地のみ
 - ・ 法務局の公図、または刈谷市役所税務課の土地整理図、願出地が区画整理事業施工中の場合は刈谷市役所市街地整備課の仮換地指定図（ブロック図）
 - ・ 願出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示して下さい。
- ④ 営農計画書【1部】（特定貸付の土地については不要）
 - ・ 別紙様式のおおし
- ⑤ 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書【原本1部、写し1部】
 - ・ ※原本は証明書発行時に還付します。
 - ・ ※証明書は「まちづくりの推進課」で事前に発行されたものを添付して下さい。

◆ 必要に応じて添付する書類

- ⑥ 委任状（願出人以外が提出する場合）
- ⑦ 仮換地証明（写し）【1部】・・・市街地整備課
 - ・ 願出地が区画整理事業施工中で、現在、仮換地である場合

◆ 個別書類

※裏面参照

◆ **個別書類**（以下の①～④より該当するケースを1つ選択し、それぞれに記載されている書類を添付する）

※ 納税猶予を受ける土地の所有者が決まっていることが前提です。
また、税務署に納税猶予の申告をする際にも所有者が決まっていることが前提であり、申告期限である死亡日より10ヶ月を過ぎると、納税猶予が適用できないおそれがあります。

